

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

実は、私ももう一期六年間というその任期を今終わろうとして、恐らく事実上こうして総括質問に立てるのも最後かなと思っております。その意味で、この六年間、私が見聞きしてきた問題点といいますか、素直にというか素朴に思っていることが随分ございます。今回の行政改革に関連しても少しそういった点についてお話をさせていただこうと思っているわけです。

実は、私は今北海道の中を回っておりまして非常に痛切に感ずることがございます。

一つは、これは答弁を必要といたしません、国政に対する信頼感あるいは国民のある意味では日本の政治に対する不信感、大変それが強うございます。今、私どももちろん次の参議院選挙を目指して地域を回っているわけでありましたが、今度の参議院選挙ではひょっとすると投票率が四〇%を割るかもしれない。これは実は新聞でもまことしやかに今言われているわけでありまして、そうなると、私どもがこうして議論をしていること自体が、過半数の投票を得ない国会の代表者で、これが本当に国民を代表した議論と言えるのだろうか。そういう意味で、民主主義といいますか、この議会制民主主義というものが非常に先細ってきているのではないかと。そういった点に対する思いをぜひ私どもは考えなきゃいけないと思っています。

とりわけ、実は参議院のあり方について、私はあるとき地域を回ったときに、いや、峰崎さんには率直に言って悪いけれども、参議院って要らないんだよ、こういうふうに言われたんです。私は、もちろん反論したいことはたくさん山ほどあります。憲法の規定もあるとかいろいろあるんですが、それを聞いたとき、やはり率直に私はこのことをしっかり受けとめなきゃいけない。きょうは参議院の審議でありますから、ぜひそういう意味で参議院の特殊性あるいは参議院の持っている重要性というものを、ある意味ではこれからの行政改革あるいは政治改革、国会改革、こういったところで私どもは議会人として本当に一致団結してやっていかなきゃいけないんじゃないか。そんな思いを強くしていることだけ冒頭申し上げておきたいと思うわけでありまして。

さてそこで、地域を回っている内容もついでにお話をさせていただきたいと思うんですが、実は、昨年十一月十七日、拓銀が事実上の破綻をいたしました。現在、拓銀の債権を北洋銀行に移そうということで鋭意作業が進んでいるわけでありまして。

そこで、大蔵大臣にちょっとお伺いしますが、私も昨年、大蔵委員会でさきの三塚大蔵大臣にも質問させていただいたわけでありまして、改めて私どもは、北海道にいる方々からすると、都市銀行は一行たりともつぶさない、そういう話であったのではないかと、それがなぜ拓銀がああいう形で破綻をしてしまうことになったのか。このことについて、実はまことしやかに、拓銀が破綻をしたということは、不良債権問題の処理に今回三十兆円を準備した。住専問題で、公的資金は実はこれからは信用組合以外には必要はないんだ、そ

ういうことをある意味では言われていた。

最新号の文芸春秋に、梶山前官房長官も語っておられますね。銀行は健全であり心配ありません、残る問題は信用組合だけですよという説明に大蔵省は終始した。その政府見解、これがある意味では覆ったわけですね、三十兆円の問題で。その覆るときに、これは日本の信用システムが大変だということをお知らせするために事実上拓銀をいけにえにしたんではないかということすら、実は北海道の方々はみんな疑い始めているんです。もちろん、拓銀には拓銀の脆弱な点があったということは私ども認めなきゃいけない。そういうことに対して、三塚さんからかわられて、新しい大蔵大臣はどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

国務大臣（松永光君） お答えをさせていただきます。

委員の主張なされる点は、都市銀行などは一行もつぶさないという発言をされたじゃないかと、それが実際には拓銀が破綻をしたという点についての御指摘だと思いますが、大蔵省としては、国際的に活動している銀行の破綻があれば内外の金融システムに大きな動揺を与える。したがって、そういったことのないように対処するという趣旨で三塚前大蔵大臣は答弁をされておると承知しておりますが、拓銀は、あの時点では既に海外業務から撤退をし、もはや国際的に活動している銀行ではありませんでしたけれども、我が国、とりわけ北海道において重要な金融機能を果たしてきておったわけでありまして。そういった銀行が破綻したということは、まことに残念なことではございました。

しかし、破綻したことは事実でありますから、そこで、北海道地区で大変重要な役割を果たしているということを踏まえながら、預金者保護や、特に北海道における金融機能自体の維持の観点から処理策を万全にするよう方策を取りまとめてきたところであります。

いずれにせよ、我が国金融システムの内外の信頼を維持していくために、今後とも適切に対処していかねばならぬ、こう思っているところでございます。

峰崎直樹君 都市銀行、通常マネーセンターバンクと呼んだりしますね。この銀行、いわゆる十九行あるいは二十一行、かつてそうでしたが、それ以外にも国際的な業務を扱っている銀行はたくさんあります。ですから、今のお答えは、私どもにすると余り答えになっていないのかなと。

要するに、拓銀は国際業務から移ったときにもう都市銀行ではなくなつたんですよ。では、これを内外に宣言されましたか、もうあなたのところの銀行は都市銀行じゃないんだよ、マネーセンターバンクとは言いませんよと。私は、そういう話は伺ったことはありません。その意味で、非常に私どもとしては残念ですが、きょうはそのことが議論の中心じゃありません。

その意味で、今おっしゃられた最後の北海道の金融機関の置かれている経済状況に対して、非常に厳しい。たしか三月の数字でございますが、今雇用指数というのがあります。

失業率の指数は全国が三・九。これが今回・一％というふうに、総務庁、四・一％ショックと言いますね。その三・九のときに、四・七％の失業率が北海道。ですから、恐らくはもう五％に近い、あるいは超えているんじゃないだろうかというふうに私どもは見ているわけでありまして、ぜひこの点は今後もお願いを申し上げたいと思います。

そこで、実は回ってみると、今度の補正予算、これは参議院にまだ回ってきておりませんが、この補正予算、まさに北海道は公共事業のウエートが非常に高い、だから恐らくどの企業へ行ってもとの土木あるいは建築業へ行ってもきっと大喜びをされるだろうと。今度補正予算を組んで、北海道は重点的に厚いんだと。実は干天の慈雨というか、そういうふうに思われた方もいるんです。そのとおりです。私も必要だと思います。

ところが中には、こういうふうにおっしゃるんです。いやいや困ったと。なぜ困ったかという、もう日本の財政を見たらこれ以上公共事業のウエートがどんどん右肩上がりになる上がるということはありません、いや、それどころか、昨年の財政構造改革法案のあの議論に見られるように、いわゆる公共事業のウエートはこれからずっと右肩下がりになる、従来型の公共事業ですね。と同時に、よく知っていらっしゃるんです、数字も。GDPに占める公共事業の比率は日本は非常に国際的に高い。たしか七・八か八％ぐらいいっているんじゃないですか。総額約三十八兆から四十兆。ここら辺までよく知っていらっしゃる。これは国際的に見ると倍以上だ、ヨーロッパへ行くとGDPの一％か二％だと。こんなに高い状態がいつまでも続けられるはずがないというふうに経営者は思い、どのような緩やかなカーブになるかということを目を注ぎ、それで経営計画を立てていた。ところが、今回どっとまたふえてきた。さあ、峰崎さん、これで新しく設備投資や今までやっていたリストラをもう一遍もとへ戻す必要はあるんだろうか。その点どうなんでしょうねと、こう答えられた。

総理、今のような状況を見られたときに、新社会資本であるとかあるいはこれからの公共事業のありようの問題について、決して公共事業を否定するんじゃなくて、次の二十一世紀の世代に確実に必要とされるような公共分野というものがもっと必要とされている。これは私どもは一致できると思うんです。ところが、今回の公共事業を含めて、昨年の財政構造改革法案の精神を生かすという観点であれば、そういう方向にこそ財源を多く投入していくという戦略性があるべきではないかと思うんですが、その点、総理、いかがでございましょうか。

国務大臣（橋本龍太郎君） 私は議員の御意見を真っ向から否定をしようとは思いません。その上で、北海道経済、これは拓銀の経営破綻という特殊事情もございまして。また、炭鉱の閉山が相次いだ、そのための離職者を吸収できていないという問題点もございまして。そうした雇用情勢の厳しさ等も私どもは承知しているつもりですし、早急な地域経済の活性化を図るという観点から、建設業全体に状況の厳しさがありますけれども、議員からも今お述べになりましたような雇用情勢というものを踏まえて、いろいろな考え方を持って

いかなければなるまい、そう考えておりました。

そして、必要だとおっしゃる方もあるが、要らないと言う方もあると……

峰崎直樹君 要らないじゃないです。

国務大臣（橋本龍太郎君） いや、さっきそう聞こえました。そうすると、これは困ったな、議員が述べられたのがすべてだろうかと一瞬私は思いましたが、そうではないというお返事でありますから、その点はちょっと安心をしました。

その上で、これは先般も他の問題の論議の際に議論になりましたけれども、公共事業の世界で在来型あるいは古い、新しい、何となくその定義そのものが、先般も申し上げましたように私自身としてはよく理解がいかないところがあります。

そして先日は、廃棄物処理施設という従来からありました言葉一つを取り上げて、今まで整備をいたしてきたものが、その結果としてダイオキシンの問題を発生させた。とすれば、ダイオキシンの発生を最小限に食いとめる、そういった施設整備を急がなければならない。今回、総合経済対策に基づいて補正予算に計上してまいりました廃棄物処理施設はまさにそういうものでありますし、また最終処分場の処分場内に持ち込まれた廃棄物の外への流出を防ぐための遮へい壁を設けるものであり、しかし言葉としては同じ廃棄物処理施設であります。従来型と名前の上では変わりません。しかし内容は新しい。

例えば、共同溝といいまして、光ファイバーを、海底を伝わってまいりました国際的なケーブルを受けとめて、民間とあるいは国が共同で共同溝を設置しその光ファイバーを収納しようとする。事業の名称としては共同溝、同じ文言でありますけれども、中身は全く違ったものを考えている。

新しいとか在来型という言葉に一体どういう意味があるんだろう。要は、将来の世代の方々が、あの時代によくこういうものを整備しておいてくれたなと思っていただけるようなものを私たちは目指すべきである。そうした分野に公共事業というものを重点化していくべきではないか、私はそう考えておまして、言葉の上の新しい、古いということに余り拘泥をいたしますと、むしろ中身の方が変わってしまうんじゃないか、そんな心配を持ちます。

峰崎直樹君 きょうは行政改革の議論ですから、余りそこを突っ込む必要はないと思うんですが、新しいという言い方が非常に語弊があるとすると、二十一世紀に向けて必要度が高くなっている、あるいは総理が今おっしゃったように、将来の子供や孫が、ああ、いいものをつくってくれたな、そう思えるような、また必要度の高いもの。私は特に経済政策を中心にやってまいりましたから、二十一世紀に向けて何が一番心配だろうか。

これは尾身長官なんかに時間もあれば本当はお聞きしたいところなんですが、将来、経済成長というのは、恐らく労働力人口の伸び率掛けるある意味では生産性の伸び率です、

いわゆる技術革新です。技術革新を進めるために科学技術だとかそういう側面も随分このところ努力されています。

私は、これから少子社会の労働力人口はどうなっていくだろうか。そのときに、我々は、今の女性が働き続けられない仕組みというのは何が原因になっているのだろうか。保育所をつくっているだろうか。あるいはお年寄りの両親の面倒を見なきゃいけなくなって、要介護老人になってしまったその人を見るために実は女性が、自分が犠牲になってやめてしまう。そういうことによって三十代、四十代になって女性の労働力がうんと減ってしまう。これを何とかもとへ戻せないだろうか。

そのために必要とされているものは何だろうかといったら、まさに施設、特別養護老人ホームであるとか各種の軽費老人ホーム、さまざまな施設もございませぬ。保育所の問題もあります。そういう社会保障の仕組みをつくるのが実は経済の成長に大変大きな役割を果たすんじゃないだろうか。そういうことが私が今言った新しい分野という意味なんです。これはまた、新しい分野というのは、何かバイオテクノロジーだとか新素材だとか、そういう新しい分野のことだけではなくて、従来の発想というものを我々は少し変えてみなきゃいけないんじゃないか、こういうことを実は私自身考えているわけなんです。

行政改革でございますから、これ以上この議論は差し控えさせていただきます。

早速、行革の法案で最初に、この法案ができる前の第二臨調と比較して、今度は行政改革会議という性格の組織をつくられた。しかもこれは法律に基づくものというよりも、省令を変えられた、あるいは座長を総理みずからがなされたとか、大変従来とは違った形でやられたわけでございませぬが、そのねらいというのは一体どういうところにあったのか、まずそこからお聞き申し上げたいと思います。

国務大臣（橋本龍太郎君） 今の御質問にお答えいたします前に、提起をされました医療あるいは福祉、教育といった分野が、一つの新たな将来に向けての事業分野、あるいは公共事業という意味ででしょうか、私は提起された問題に異論がありませんということをし添えたかった。そして、ただこういうものは建物を建てるだけではどうしようもないわけでありまして、これに必要なマンパワーを確保できる、その施策とこれが並行しなければならぬということだけ申し添えたいと思ひました。

それから行革会議、これはいろいろな御批判をいただきましたが、私自身が会長となりまして、同時に自分自身もその調査、審議に参画する、そしてまとめに努力するという仕組みをとりました。

一つは、政治がやはり責任を持っていくという姿をきちんと委員の方々にも理解をしていただき、その委員の方々にも理解をしていただくことによって世の中にもわかっていただきたいという思いがありましたということが一つであります。

同時に、たまたま私が大変若い議員のとき、第一次の臨時行政調査会が作業をしておら

れ、そして答申が出、そして随分長い間、行政改革というとその第一次臨調の答申の中で残っているものの中から、その時点においてできるものを探しながら進めていくという時期がございました。そして、第二臨調が発足をいたしましたとき、これには大きな国民の期待が集まり、三公社の改革を初めとした幾つかの大きな成果をこれは上げられました。そしてその後、行政改革の火は、燃え盛るとは言えないまでも、それなりに燃え続けていたと私は思っております。

そして、私の前任であります村山総理からバトンを受け継ぎました時点で、例えば行政改革を進めていく上で、特に中央省庁の問題を考える場合に非常に大事な部分である規制緩和、規制の見直し、言いかえれば官と民との役割の見直しという作業は既にスタートをしておりました。地方分権推進委員会における地方分権の論議というものもスタートをしておりました。

ですから、分権と規制の見直しという作業、進行しつつあるその作業をいわば基礎にしながら、それによってスリム化されていく中央の行政というものを議論していく、そうしたことが考えられましたので、それぞれの責任者の方に行政改革会議にお入りをいただいて、それぞれの御審議が中央省庁再編の論議にも生かせる仕組みをとりました。

そうなりますと、両方の審議会の関係の皆さんにもそれだけの責任を負わなければなりません。そうした結果を工夫すれば、考えていきますと、やはり自分自身が責任をとる姿が望ましいのではないだろうか、そのように思って私は行政改革会議という仕組みをつくることに決断をいたしました。

峰崎直樹君 総理が冒頭おっしゃいましたマンパワーの問題、私もそのとおりで、そういう分野のマンパワーをふやすためにも、非常に効果は大きいということを実は先ほどちょっと質問のときにつけ忘れていたわけですが、その点では一致したと思います。後でこれは、省庁別の公共事業の事業配分が変わらないという問題、それとの関連で私は少しまたお話しする機会を持ちたいと思いますので、その点ちょっと保留をさせていただきたいと思います。

そこで今、いわゆる第二臨調とは違ったものでこういう形でできたということなんです、今度の法案をつくれるまでの時間ですね。これだけの極めて大きな問題を一昨年十一月、たしか総選挙が終わってすぐだったと思いますが、この会議を発足させて、そして今こうして法案にまで至っている。物すごいテンポで行われました。

物すごいテンポで行われたということは、今おっしゃられた規制緩和であるとかあるいは地方分権であるとか、そういう長い積み重ねがあったから実はできているんだということもあるんだろうと思うんですが、私はどうもそういう中で十分な検討を踏まえておられない、拙速みたいなものがあるのではないかという実は気がしてならないわけがございません。

ちょっと外れますが、法制局長官はお見えになっていますね。

実は、今度の法案を見ますと、法律の表現の中に行政改革会議の最終報告をほぼそのまま取り込む努力をされたのだらうと思うんですが、法律用語として果たして適当かどうか、そういった表現が随所に出ているんです。例えば、第四条第三項の「できる限り」、第十七条第三項にもあります。あるいは「遅くとも」、「できれば」、これは第五条。「状況に応じて」、第十六条。「きめ細かな」、これは第十九条第八項。

こういう散文的な表現というのは、今まで法律をつくる時には大抵厳しくチェックされていたのではないのでしょうか。どうでしょうか、こういった点について法制局長官、もし何か見解があれば。

政府委員（大森政輔君） ただいま委員御指摘の用語、確かに法律の中に使っているわけでございます。

この点に関しましておしかりをいただいておりますけれども、御承知のとおり、第一条におきまして明記しているとおり、「行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定める」というのがこの法律の趣旨でございます。

そこで、委員御指摘の用語でございますが、これはただいま御指摘の条文にそれぞれ使用しております。しかし、これはこのような条項において規定しようとしている内容を、第五条の「できれば」という用語を除きましては、最終報告を忠実に表現するために必要なものとして使用したものでございます。

なお、付言いたしますと、ほかの法令では使っていない用語を使っているじゃないかと。散文という言葉をお使いになったかどうかちょっと聞き漏らしましたけれども、実はこの用語は今回初めて使った、そういう意味で余り練れていない散文的な用語であるという御指摘は当たらないんじゃないかなと思うわけでございます。

二、三コンピューター検索をいたしますと、この「できれば」という用語につきましては、今回本邦初公開ということが言えようかと思えますけれども、それ以外の用語につきましては、コンピューター検索をいたしますと多々その用例があるということでございます。時間の関係上、紹介は省略いたします。

峰崎直樹君 文句を言ったわけではないんです。不満を言ったわけじゃなくて、私たちが議員立法をつくる時、この種の表現というのは非常に厳しく制限されるわけです。ですからその意味で、内閣法制局を通ったものでもこういう使われ方をするのであれば、我々もこれから比較的そういうことを気にしないでつくれるなという意味を込めたわけございまして、決しておかしいとか言っているわけじゃありません。コンピューターでわざわざ検索していただいて、本当に申しわけなかったと思うんです。

私は、基本法の中にそういう表現を使わなければいけなかったところにも、ある意味で

はこの法律というのはかなり、拙速と言ったら非常にあれですが、時間が非常に短い中でやられたがゆえの若干そういうそごが出ているのかなという感じで今お聞きをしたわけでございます。

さて、もう一つ実はこの中で一番問題が大きいなと思っているのは、衆議院の議事録をずっと読みますと、省庁再編成というのは最後じゃないかと。つまり、規制緩和をやって官から民へ、地方分権をやって国から地方へ、そういうものが終わってからその上で手続をやればいい、実はこういう論議がずっと続いてきたわけです。

私も先ほどちょっと地方分権の話聞いて、第四次答申までは私も見ているんですが、これから五次が入ってくる。そうすると、地方分権がまだ完全に終わっていないのに今度のこういう中央省庁の改革法案ができてきているんじゃないか、そういう意味でのそごというのは、どうもやはり十分でないような気がする。

それと、いわゆる規制緩和の問題で、この規制緩和はいつ、どのような状態になったらほぼ終わっていくのかなという、そこら辺のめどみたいなものも十分示されないと、確かに並行的に進んではいるんですが、先に省庁の統廃合ありきと、これも一つの作戦なのかもしれないんですが、そこらが非常にわかりにくかったというのが率直な実感でございます。

この点、そういうことにした意味あるいは地方分権推進委員会の五次答申が出た場合には、将来的にそれとの関連をどうするのか、あるいは将来の税財源の関係はどうなるのか。これは総務庁長官ですか、それとも総理でしょうか。

国務大臣(橋本龍太郎君) 私で足りない分は総務庁長官から補足をしていただきます。

その上で、拙速じゃないかという御指摘をいただきましたが、先ほど申し上げましたように、第二次臨時行政調査会以来、私は行政改革への論議の火は消えていなかったと、燃え盛ってはいないかもしれないが燃え続けていた、そういう言葉を使ったと思います。地方分権推進あるいは規制緩和につきましても、それぞれの委員会が動いていた。平成八年十一月に発足してから昨年十二月の最終報告決定までに五十回を超える会議を開催しております。その中には集中討議を行いました時期も二回ございます。それ以外にも、全国の五つの都市で一日行政改革会議を開き、それぞれの地域における皆さんの声を聞くという努力もしてまいりました。

私は大変密度の濃い議論をしてこられた委員の方々を思いますときに、拙速というお言葉をいただくことは大変不本意であります。恐らくあれだけ忙しいメンバーが五十回を超える会議にほとんど参加していただいた。数時間にわたる、場合によっては夜中にわたる、そうした会議に出ただけだ。それだけでも大変なことでありました。

そして、第二臨調との比較もございましたが、与えられた課題、置かれた状況、スタートまでの論議の積み重ね、全く異質の状況であったと私は思います。たまたま第二臨調のときは私は自民党の行革の責任者でありましたから、準備状況等を振り返りましても大変

な差がありまして、私は行革会議の論議が拙速という御意見には少々承服をしかねる部分があります。

また、例えば規制緩和なり地方分権推進計画が完了してから中央省庁に手をつければいいのではないかと。確かに理屈というのはそういうふうにはできるかもしれませんが、私は、こうしたものはむしろどこか一カ所に集中し、全体に目配りをしながら一斉に進めていかなかったら途中でだめになってしまうという性格ではないかと思えます。

確かに、今地方分権推進委員会が第四次勧告を出されて一応作業を終わろうとしておられたのに、私は、まだ国あるいは都道府県から市町村に対してもっとやれることがあるはずだ、あるいは政令市、中核市、その規模その他によって国からの仕事でも都道府県からの仕事でも受けられる能力には差があるはずだという問題提起をいたしました。そうしたものが出来れば、当然ながらそれは論議に反映されますし、推進本部でつくり上げます中央省庁の最終的な姿にも場合によっては影響のあるものもあるかもしれません。

しかし、規制緩和につきましては、本年三月三十一日に四月一日以降の三カ年計画を既に決定し、公表いたしております。これを着実に進めていくことが私どもの責任であります。地方分権につきましても、四次にわたる御意見を本年の五月二十九日に地方分権推進計画としてまとめ、これは来年の通常国会にできるだけ法律案を提出したいと思っておりますけれども、その方向は出ておるわけでありまして、こうしたものを土台に、中央省庁のあり方、御論議をいただいたものを法案化していく、そのお許しをこの法律案の成立によって得たいと考えております。

峰崎直樹君 私どもちょっとそこら辺の誤解というのがあるのかもしれませんが、地方分権というものが五次にわたって出ますと。そうすると、その事務事業はどのものはどっちに移るとか、そういうものが一応完了する。そして規制緩和においても、今第三次計画、これは恐らく第三次で終わりじゃないんだと思うんですね。そうすると、そういう事務事業というものあるいは権限というものがどのようになっていくのかという最終的な姿というのが、どうも国会議員である私たちもあるいは国民もよく見えなかったのかもしれないと。いや、もう既にそういう方向は出ているのだから、あとはこの枠をつくって、省庁枠をつくって進めれば大丈夫なんだというふうに言われても、どうもそこがはつきりしなかったというのは私はそこが原因じゃないかと思えます。

この問題はまた時間を費やしますとこれだけで終わってしまう可能性がありますので、先へちょっと進ませていただきたいと思えます。

それではまず、ある意味ではこの行政改革の理念というところに入っていきたいと思っております。きょうはたくさん質問したいなと思っておりましたけれども、先ほど来、午前中、宮澤委員を含めた審議を聞いておりまして、私の質問したいことももうかなりされました。

そこで総理、今までの裁量型の行政と言われているものの欠陥、追いつき追い越せ型の

ときにはそれはかなりうまく機能していたと。それが今日あのような不祥事を起こすところまである意味では腐敗現象を起こしてきているというのは、なぜそういうものが起きてきているのかという原因についてはどのようにお考えでしょうか。

国務大臣（橋本龍太郎君） それぞれの事件にかかりました職員の綱紀のたるみと言ってしまうと、それは一言になります。

しかし、そういう問題を起こすもともになったものは何かというならば、私はやはり事前型の管理体制、事前管理型の行政システムに伴って必然的に起こる裁量権の幅、その裁量というものが行政の恣意的な判断にゆだねられ、いつの間にかそこに問題の温床が生じていた、我々はその点を十分に認識し切れなかったのではなかろうか、これは私自身の反省であります。要するに、裁量権の幅というものが事務的な判断、しかも往々にしてそれは組織図の上の一つのセクションのだれかに与えられ、その判断ですべてが動く。その裁量幅というもののの中に問題の温床があったのではないかと、私はそのような反省をいたしておりますし、であればこそ、ルールを明確にした上で、透明性のあるルールのもとで事後チェック型の行政を目指しております。

ただ、先ほどの議員の議論の中で、例えば規制というものの、あるいは地方分権というものの、一つの終点に達しなければ中央省庁の問題を考えるのは無理ではないかという点については、私はそうは思いません。

社会は動いておりますから、我々は経済的な規制というものはできるだけ本当に原則なくしていきたいと思っておりますけれども、社会的な規制、国民の暮らし、安全というものを確保するために考えるなら将来ともに規制はふえる可能性は常にあるわけであり、社会的安全のための規制というものはふえる可能性を持っております。あるいは今後新たな事業が出てきたときに、事後チェックのルールをどういう仕方とするのかといったものも出てくるかもしれません。現在は国がやろうとしている仕事、なおかつ分類されていても地方に帰属すべきものというのはこれから先も出てくるかもしれません。一〇〇%そういう問題が決着するまで私は中央省庁の再編を含む中央の基本的な行政の見直しができないとは考えておりません。

峰崎直樹君 裁量型の行政というのは、かつては裁量型の行政がずっと続いたわけですね。これはもしかしたら明治から続いていたかもしれない。それが戦後の五十年の間、あるときまではうまくいっていた。そのうまくいっていた原因というのは何だろうか。私はやはり、日本の政治家も国民も行政も経済界も、みんな追いつき追い越せの近代化を目指して、その点において一致していたと思う。だから、少々セクショナリズムがあっても裁量的なことがあっても、ある意味ではそこが余り出てこなかった。まさに国が先進国に到達してみても初めて、あれ、我々は一体次に何を指すのかな、それがわからなくなってきた。

つまり、この行革の基本理念と言われているところは、まさに一番大切なのは、官僚の皆さん方が、そうか、今度は自分たちはこういうことをやればいいんだという目標がきちんと定まってくると、案外また裁量型の行政でもうまくいくのではないかと。そういうことすら予想されるのかなと思ったりするんです、そのところはちょっと外しますが。

そこで、私、実は拙速というさっきの表現は余り適切でなかったかもしれません。ただ、この問題は人事の問題、公務員制度の問題と絡めて、総理は今裁量型の行政というものから脱却するというふうにおっしゃる、ルール型にされるとおっしゃいましたが、実際問題、日本の官庁の仕組みというのは、私よく各省に行きますから見たときに、みんな大部屋ですよね。秘書課長とか会計課長ぐらいになると自分の部屋を持っているけれども、あとはみんな大部屋でやっています。仕事の仕方、事務の仕方というのは、ある意味では、厳密に課長が何を決め、係長が何を決め、そして係員が何を決めているかという、その職階がはっきりした上でやっているのではなくて、大部屋でみんなやって、いいアイデアが出たらそれを進めるというのが従来の仕事の仕方であり、その上に人事が成り立っていたんでしょう。

私、なぜこれを問題にするかという、情報公開法というものが国会で今審議されています。これも重要な法案です。地方自治体で情報公開が進み始めたら、物すごい勢いでその情報をつかみ、何が行われ、だれが責任をとったか、だれに責任があるかということをや極めて厳しく今地方自治体は追及されている。

そうすると、今問題になっている行政の内容についても、責任と権限というものを明確にするという、これは従来の公務員の仕事の仕方、公務員制度というものとは大きく変えないとそういうものに対応できないんじゃないかと思うんです。採用、配置それから権限、任用、こういう問題、これらの点について、公務員の人事制度についてどのぐらいの時間議論されて、そして今のような問題についてどのように対応したらいいんだろうかというような議論はあったんでしょうか。

国務大臣（小里貞利君） 議員の御指摘に沿う形になるかどうかちょっとわかりませんが、要するに行政改革会議において公務員制度の議論をやったのかと。その頻度について申し上げた方がお答えになるんじゃないかと思うんですが、いわゆる数次にわたって議論は行っております。

最終報告におきましても、御承知のとおり「組織を支えるものは「人」である」、その認識に立ちまして主要な改革の視点と方向を示しているところでございます。

具体的には、今申し上げましたように最終報告で、「省庁の機能再編に対応した人事管理制度の構築」あるいは「新たな人材の一括管理システムの導入」あるいはまた「内閣府の人材確保システムの確立」、「多様な人材の確保と能力」、そういうような面等から「退職管理の適正化」等につきましても、それぞれ基本的な課題としてこれから検討を要しますよ

と、その方向を明示いたしておるところでございます。

峰崎直樹君 私も、本当に情報公開というのは大変なインパクトを官庁の中に与えると思うんです。ですから、そういうものに即して一体どうあるべきかということについての検討が本当に十分やられていないと、大変な人数の人がパソコンのネットで結ばれてさまざまな情報を取り上げて、それが国からも地方からもあって、そして一体何が問題か、だれがこれをやったのかと。

私は、今回の大蔵省の不祥事の問題について、上に行けば行くほど責任が非常にあいまいになっちゃって、今回、もちろん証券局長等がやめられたというようなことがあるんですが、本当に責任というもの、権限というものが日本の場合にはどこにあるんだろうかということ一つとってみても、検察庁は上に行けば行くほど権限が分散してはっきりしませんと言う。これは国民から見るとおかしいんじゃないかと思いますね。なぜそんな仕組みになっているのかということについて、人事の仕組み、こういったことについての検討が不可欠だと思っているんです。

さて、もう余り時間ありませんから、内閣のリーダーシップの問題について、同じような問題についてちょっと触れてみたいのであります。

いよいよ今度は総理のリーダーシップのところを中心にしながら、言ってみれば今までのボトムアップからトップダウン方式へと、こういうふうに進められてきているわけでありまして。実はその中で、内閣官房に総理がスタッフを任命しようとする。そのスタッフの任命はどのような方々を想定されているのでしょうか。

例えば、私はこう思うんです。もちろん総理の任命ですから、中には政治家から任用してそこに入れよう、これもあり得るだろう。行政マンから入れてくることもあり得るだろう。ただ、行政マンから入れるということについては、あの内閣五室をつくったときに、外政審議室長、内政審議室長はそれぞれ内閣に帰属しているんじゃなくて出先のその省庁に帰属している。こういうものをどう断ち切るのか。ファイアウォール、これがまず第一点です。

それから、ポリティカルアポインティーを入れたい、政治任命職として。私も大賛成です。もう総理は補佐官をたしか三名置かれましたですね。そのときに、文部大臣もおられますが、国立大学の先生を、優秀だからとにかくあの人を入れたい。そうすると、ポリティカルアポインティーのスタッフで入っていただいた、終わったらさあどうするか。もとの国立大学へ帰れるような仕組みになっているんですか。これはもしわかれば、ちょっと通告していませんでしたから。

そういうことの対応について、一体人事管理あるいは公務員の人事制度について十分な議論をされましたか。

国務大臣（橋本龍太郎君） まず第一に、九月八日、総務庁長官から公務員制度調査会

に対して、九月三日の行革会議の中間報告で提起をされました公務員制度の改革問題についての調査、審議をお願いいたしました。

その中で、特に内閣機能強化、省庁再編と密接な関係を有します中央人事行政機関の機能分担の見直し、新たな人材の一括管理システム、内閣官房及び内閣府の人材確保システム、この三課題について最終報告に間に合うように公務員制度調査会で一定の結論を得るということで作業をしていただきましたものが、十一月十一日、公務員制度調査会に小委員会から報告されたものが正式な報告書になり、それを受けました十二月三日の行政改革会議で、具体的な機能分担について公務員制度調査会の意見に従って政府で具体的に検討せよ、そういう方向をこの問題に対してはつけました。その意味で論議もいたしましたし、相当な深みを持った議論もしてまいりました。その上で、議員から今御指摘のありました例えば内閣補佐官制度、私自身これを活用し、判断で任命をし、今も仕事をさせていただいております。

そして、議員はたまたま国立大学を例にとられましたけれども、これは国立大学だけのことではございません。民間の企業におきましても、公立、私立の大学におきましても、仮に政治的な任用によって何らかの内閣の、あるいは一般省庁でもいいんです、ポストについていただきました場合、その任務が終了した時点でもとに戻る保証は、現在、私自身がいろいろな団体に対し、あるいは関係する一つの枠組みの当事者の方々に御相談をかけ続けておりますけれども、すっきりとした形の返事は残念ながら参りません。

アメリカのように、政府の中と外をむしろ学者が出たり入ったりする、そういうものが定例化し、アメリカの場合は実は公務員の給料の方が民間より低いケースが往々にしてありますけれども、ある意味では一つの奉仕のような形で民間の優秀な方々が政府の中に入る、そして役目を終わるとまたそれなりの高い処遇を民間で得られるという世界と、終身雇用制が、今いろいろな批判を浴び問題を生じている部分がありますけれども、なお定着をしております日本の場合と、雇用慣行、労働慣行においても大きな違いのある中で、ポリティカルアポインティー、いわゆる政治的任用というものには一定の限界があるのではないだろうか。

それは、御本人が犠牲的な精神を持ってその後  
の人生をある程度リスクにさらす覚悟がない限り、その職を終わった後の新たな仕事の保証を持って政治的任用を受けるチャンスのある方々はこの国には残念ながら非常に少ない、それが実態であるということだけは私は申し上げておきたい。そして、慎重にこの制度は運用すべきものだと思っております。

峰崎直樹君 今おっしゃられたのが実態だと思うんです。そこに風穴をあけて、つまり従来のシステムを変えようとおっしゃっておられるわけですから、まさにその公務員制度の仕組みやあるいは大学の、国立大学でも私立大学でもこれは往々にして、ああそうか、橋本さんの秘書官だったね、特別補佐官だったねと。しかし、それが意味では、いつ

でも民間であれ何であれ移せるような、やはり大事なりあるいは給与や労働条件も全部絡んでくると思うんですが、そういうことを検討して初めて実はあのポリティカルアポインティーの問題が私は出てくると思うんです。

ですから、ここに出ていますね、いわゆる任用の問題、政治的アポインティー。ということは、それは十分もう審議をされた上で、公務員制度に関する専門家の意見がどの程度反映されたんだろうかというのが先ほど言った心配だったわけです。拙速とは言いませんよ、もう。

それで、ここで参議院の役割のことです。今アメリカの大統領型になってきたというふうに、つまり政治的任用職をトップダウンの形でやられてくる。そういう改革、私ども民主党はどちらかということ、政治家を副大臣として、これは政務補佐官を入れるときには同じ問題が起きるんです。起きるんですが、そういう形で入れた方がいいと私ども思っている方です、各省庁に。

しかし、それは別にいたしまして、総理、今現実におられる三人の補佐官、さらにこれから政治的任用をされる補佐官について、私は、やはり立法府の、とりわけこの参議院の承認事項という形に展開をする必要があるのではないか。これはアメリカの三権分立と日本は違いますが、ある意味では私どもが、私は国会議員になってよく思うことなんですが、よく国会に同意人事を求めできます。同意人事を求めてくるときに、よくわからない。履歴書一枚だけ張って、この人がどういう経緯を持っておられて、今例えば証券取引等監視委員会の委員を一つの例にとりますが、この人は今の証券行政にどんな考えを持っておられて、そして任命されたかよくわからない。

こういうものは当時の大蔵委員会、今でいえば財政・金融委員会でお呼びをして、そして我々がいろんな形で、同意を求めている以上は、どんな考え方を持っているかわからないで、はい私は賛成です、反対ですという形は、これはもちろんそれぞれの党派で議論しているということは知っておりますけれども、私は参議院の役割というのは、アメリカの上院ではありませんが、そういう人事の問題に関して国会に同意を求めるときには、そういうものをある意味では国民の前で議論する。必ず議事録が残ります。議事録が残れば、こういう問題についてあの人はあのときああいうことを言っていたという記録も残ります。

そういう形で、実は私どもは透明度が高いというのは、今行政改革の議論をしていますが、まさにこれは国会改革あるいは政治改革と連動して議論をしなければいけない課題ではないんだろうかというふうに私個人は思っているんです。これについて、総理は今どんな御見解を持っていらっしゃいますか。

国務大臣（橋本龍太郎君） まず第一に、内閣補佐官制度は国会の御承認を得てスタートした新たな制度であります。これには国会の同意を必要といたしておりません。そして、私は内閣補佐官制度は、現在のように必要と思える課題に本当に必要と思える人材を任意に就任をお願いし、努力をしていただき、それなりの時期に御自分の仕事として次のステ

ップへという自由のきく姿の方がいいと思っております。

ですから、これはむしろ同意大事にというようなお話はちょっと、国会でお認めをいただいた仕組みに対して、私としては現在の仕組みがいいと考えておりますという以上に申し上げることを持ちません。

また、同意大事について、個々の法律の規定に基づいて両議院の同意を得て任命権者が任命していく、そしてそれは政府案につきまして与党内の審査を得ますけれども、衆参それぞれの議院運営委員会の理事会において候補者を提示して御審議をいただく、その議院運営委員会の決定がありました後に、参議院であれ衆議院であれ、それぞれの本会議において議決をいただくということでございます。

議員は参議院のみを主張されましたが、私は両院の同意という意味でお話しなだと思っておりますけれども、私は人事案件というものの性格上、取り扱いは慎重な取り扱いが必要だと思っておりますし、ある場合、その方の名誉にもかかわる場合もあり得るわけでありますから、それだけの配慮は必要だと存じます。現在、これまでの書面による審議過程を改めて、さらに充実した審査を行うべきだという野党からの御提案がありましたものを踏まえて、衆議院の議会制度協議会の中にワーキングチームが設けられて、そしてそのあり方について各党間で議論をされているという報告を受けておまして、私としてはそれを見守りたいということを申し上げるにとめたいと思います。

峰崎直樹君 私の個人的というよりも、この六年間を振り返って、この人事案件だけは、いつもよくわからないのに実は党で決めてこられるという、あるいは党自身もよくわからないというのが実態じゃないかと思うんです。そういう意味で、これから透明度を高めていくという意味において、この点は国会改革の課題だろうと思しますので、またぜひそういうことを議論していきたいと思えます。

省庁再編の問題その他を含めて、特に大事に関連して今回ちょっと集中的にお話をさせていただきたいと思うんです。

実は、私当選した直後に、農水省、ちょっと事前にお話をしておいたんですが、一九九三年八月十三日の朝日新聞に「負の構造 公共事業」と書いて、「農業土木技官」と書いてある。決して私は農業土木だとか公共事業を否定して物を言っているわけじゃない。ところが、ここの中で、省内に「独立国」を築いていると書かれている。すなわち、技官の世界というのができ上がっている。そうしたら、きょう、朝日新聞の「ポリティカにつぼん」に早野透編集委員が、実は今度は建設省の中の人事も、「私が建設省に入った昭和三十年代には、二個師団一個大隊二個中隊というのがありましてね、」と、こうおもしろく書いてあります。

要するに、こういう今の人事が、技官それから文官、しかも技官でも建設省のようにいわゆる事務次官に文官と交代でなったりするところもある、全くそうじゃないところもある。さあ、これ一緒になりますよと。総務庁長官、行政管理庁と総理府の一部と合体しま

したね。依然として交互に事務次官を出すとか交互に官房長を出すとか、そういう何かしきたりみたいなものがあるんですね。

同じことが起きて、こんな大規模な省庁が合併したら量的にも大変だと言うけれども、一番大変なのはこういう人事問題なんじゃないですか。民間企業だってそうでしょう、銀行と銀行が合併したけれども、依然として頭取、作風が合わないからというので全然効率が上がらないというふうにも言われている。

総務庁長官、どうですか。それから農水大臣もこの点について事前に言っておきました。私は、こういうことはあってほしくない、もっと本当に皆さん方がお互いに力を合わせて頑張ってもらいたいと思うがゆえに、こういった点があるがゆえに、大省庁の合併というのは、省庁再編というのは本当に十分人事問題を含めて練られたんだろうかなというのが、私のさっきからの人事の問題における、拙速というふうな表現は使いませんが、問題があったのではないかな、もっと議論されてしかるべきだったんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

国務大臣（小里貞利君） 私の短い経験から申し上げまして、巷間ただいま議員がお話しになるようなことを聞かないでもございませぬけれども、実際その機関の責任者として対処いたしました経験から申し上げまして、今若干憂えておいでになるような一つの欠点と申し上げますか、支障は感じておりませぬ。

むしろ技官は技官、あるいは事務官は事務官としてそれなりの貴重な貢献をいただいておりますのでございまして、そのときの人材の全体の視点から有効に作用してきておるものと、さように私は判断をいたしております。

国務大臣（島村宜伸君） 御指摘の農業土木技官の大事につきまして、私も実はこの記事に興味を持って調べました。そこでお答えいたしますが、農林水産省の組織機構全体の中で技官のいわば専門知識あるいは経験に配慮いたしまして適材適所の配置を行っているところで、記事としてはおもしろかったですけれども、その事実は全くございませぬ。

峰崎直樹君 そこで、冒頭の問題に入ってくるんです。公共事業の予算と言われるものがなぜ省庁別の配分比がこんなにずっと変わらないんだろうか。ここに書かれていますね。農水大臣はさっきおっしゃいませぬでした。要するに、技官は自分で構造改善局の設計課に全部集めて、もうわかっているところだけしか査定させない、こうここに書いてある。建設省も技官の世界があるでしょう。運輸省もあるんでしょう。

そうすると、農水省の事例がもし変わらないとすれば、こういうものが続いているとすれば、そういう技官の世界が、文官が事務次官になっていく、我々は次官になれないけれどもこの分野については我々に任されている。そういう構造が温存されていたら、実はこの省庁別配分比というのは、いやもう絶対これは縄張りだといってそこが独立王国になっ

て、それが今日の問題を起こしているんじゃないかというふうに思えてならないんですが、この点は総務庁長官に聞いてみましょうか。

国務大臣（小里貞利君） 率直にただいまの質問を受けました私の概念を申し上げますと、そのような公共事業の具体的執行におきましては歴年指摘があり、あるいはまた一部それらの全体的な調整の話を聞かなかつたわけではございません。仮にそのような一つの形におきまして弊害があったとすれば、あるいは国の財政の効率的な大局に立った一つの有効な用途、使途、予算編成というものに障害があったといたしますれば、今次の中央省庁改革こそ是正をする絶好の機会でもある、さような信条だけはきちんとお互いに整えておかなければならないな、私はそういう感じを持ちます。

峰崎直樹君 ぜひ絶好の機会としてそういうものやっていたきたいと思うんですが、決意だけでなく、これは現実に示されますし、先ほど言った省庁別の配分が変わっていかないということは、もうかねてから公共事業の硬直性ということを言われているんです。

そこで、公務員の採用問題について、どうも従来文官の採用に当たっては法律系が非常に多いとおっしゃっています。今後の人事の採用に当たって、例えばデリバティブだとか、あるいはエイズ薬害問題があったように業務行政の専門家だとか、非常に専門家が求められてきているというふうに思うのであります。そういう意味で採用におけるあり方。

それと、これは厚生大臣にぜひちょっとお聞きしたいんですが、実は大蔵省の不祥事に関連して、例の地方の出先の税務署に二十八、九歳で行く、帝王学を学んでくる、こういう話をよく聞くわけでありますが、私はそのありようよりも、そういうことを改革していくために ドイツにおいては徴兵令があります、あそこは。徴兵を拒否したときに福祉施設に義務づけられますね。公務員、とりわけ国家の重要な問題を扱う、今日大変不祥事を起こしている、そういう人たちは受験をする際には必ずそういうものを既に経験をしている、半年間なら半年間もうこれは実習済み、そういうものがなければ受験資格を与えないというような改革。これは、今本当に国民の皆さん方から、官僚のシステムというのは問題があるんじゃないのか、もちろん政治も問題があるんじゃないかと言われているわけですが、そういう提案。福祉の関係が非常に多いわけですから、障害者の方あるいは特別養護老人ホーム、さまざまな施設がございますが、そういうところで働かなければある意味ではだめだよ。あるいは、キャリア組で採用した人も必ずそこにもう一回、例えば中間段階で行くとか、そういうことについてはいかがお考えになっているか。

採用管理はどちらでしょうか。そして小泉大臣にもお聞かせいただいて、それで終わりたいと思います。

国務大臣（小泉純一郎君） 基本的に今の委員の考え方に私も賛成です。

そこで、既に人事院においては、平成九年度から原則として国家公務員採用 種試験合

格者を対象に五日間の福祉施設研修を行っておりまして、平成九年度の対象者は三百六十七名に上っております。

それで、教員免許取得希望者については、今年度から福祉施設等における一週間の介護等の体験が義務づけられることになった。一步一步そのような主張を取り入れているということは私はいいことだと思っております。

峰崎直樹君 一步一步なんです、ちょっと何かその数、五日間とか一週間とか、余りにも短過ぎるのではないかなというふうに思います。もっと大きく改革してもらいたいと思います。

総理、何かありますか。

国務大臣（橋本龍太郎君） 先ほど議員はずっと御主張の中で公共事業のシェアが固定しているということを言い続けられました。今たまたま、他の省庁のものが手元にありませんけれども、恐らく先ほどの御質問のために農水省の一般公共のシェアが手元にあったのだと思います。

昭和六十年代が農業農村整備事業のピークの年だったということが資料で読み取れるわけでありましてけれども、その年度における農水省の一般公共のシェアは二二％でありました。その中に占める農業農村整備は一四・二％であります。平成十年、農水省の一般公共は一九・三％。明らかにシェアは変わっております。そして、その中における農業農村整備のシェアは一二・二％。明らかに事実変わっておりますということを一点。

それから私は、本来ボランティアは、強制するというのは本当にボランティアなのかと。今、議員からもっと長くと言われましたが、私は逆に、公務員の研修の中にあるべきものとしてそれぐらいの日数の研修があることは当然あってよいことだと思っております。ボランティアを強制する。それはボランティアになるのでしょうか。

峰崎直樹君 ボランティアと言っているわけじゃないんです。

国務大臣（橋本龍太郎君） ですから、むしろもっと幅広くそうした問題には当たりたいなと私は考えます。

峰崎直樹君 終わります。（拍手）

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕